

平成30年第9回芦北町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 平成30年9月12日(水) 午前 9時31分
- ・閉会日時 平成30年9月12日(水) 午前 10時26分
- ・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室
- ・出席農業委員 10名
 - 1番 井川 輝征 2番 尾上 春樹 3番 宮本 和市
 - 4番 藤井 雅史 6番 塚本 壽 7番 草野 義雄
 - 8番 田口 昭広 9番 寺本眞理子 10番 阪口 修一
 - 11番 片山 幸弘
- ・欠席農業委員 1名
 - 5番 谷口 孝一
- ・出席農地利用最適化推進委員 14名
 - 1番 本郷 昭博 2番 牧 正徳 3番 中川 光春
 - 4番 矢野 解光 5番 田口 宗一 6番 下崎 省一
 - 7番 宮島 正文 8番 坂口 恵美子 9番 道園 浩二
 - 11番 木川 保 12番 一川 清 13番 野田 和夫
 - 14番 渕上 米作 15番 山田 和治
- ・欠席農地利用最適化推進委員 1名
 - 10番 小崎 良一
- ・農業委員会事務局職員 出席者
 - 事務局 長 福田 貴司 事務局次長 平田 秀臣
 - 係 長 川田 康幸 参 事 白菊 大志
- ・議事
 - 日程第1 報告第17号 農地法施行規則第29条の規定による届出について
 - 日程第2 報告第18号 農地形状変更届出書について
 - 日程第3 報告第19号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について
 - 日程第4 議案第37号 事業計画変更承認申請書審議について
 - 日程第5 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について
 - 日程第6 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について
 - 日程第7 議案第40号 農用地利用集積計画の審議について
 - 日程第8 議案第41号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について
 - 日程第9 議案第42号 農地利用集積円滑化事業規程の変更承認申請書審議について

発言者	要 旨
片山会長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から平成30年第9回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 5番谷口委員、10番小崎推進委員から欠席の報告がっております。 これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は7番草野義雄委員、10番阪口修一委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第17号「農地法施行規則第29条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	報告第17号。農地法施行規則第29条の規定による届出について。 農地法施行規則第29条の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 1番。土地の詳細及び申請者の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は農業用倉庫です。転用目的が農業用の施設であり、転用面積は118㎡で200㎡未満であるため農地法施行規則第29条第1項の規定により許可が不要な転用になります。 総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は波多島集落の入り口付近の位置になります。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1番の案件を「9番の寺本」委員にお願いします。
寺本委員	10日に現地確認に行ってまいりました。事務局の説明されたとおり、何も問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の牧推進委員から何かございましたらお願いします。
牧 推進委員	当日は出席できませんでしたが、後日申請人と現地を確認しましたところ、異状はないと思います。今は申請人の息子さんが経営をしておりますので、かんきつ類の農業用倉庫が必要ではないかと思います。地区担当としても異議ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	報告第17号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということです。報告第17号についてはこれで終わります。 次に報告第18号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

川田係長	議案書の２ページをお願いします。 報告第１８号 農地形状変更届出書について。農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので報告するものです。 １番。土地の詳細及び申請者の住所・氏名については記載のとおりです。造成の理由は、客土造成を行い畑として活用する。盛土高は約７０cmです。 総会資料の２ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は田浦阿蘇神社から、北西側に約２５０mの位置になります。野菜等を作付けするということです。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 １番の案件は私が担当地区ですので、私が説明します。 先程事務局から説明がありましたが、申請地との間にはもう一軒住宅がありまして、住宅に挟まれており湿田になるということで、水が溜まってしまい使い道がないということで、別に異状はないと思います。 担当地区の本郷推進委員から何かございましたらお願いします。
本郷 推進委員	現地は十数年前から雑草が生えており、埋め立てて畑にすればと考えていました。別に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第１８号につきまして、質疑ありませんか。 ６番、塚本委員。
塚本委員	この申請そのものについての質問ではありません。こういう風に農地の中に宅地が出来てくると、既存の農地の排水計画が田越しの農地になっている場合こういう状態になるのではないかと思います。今後そういったことに配慮しながら許可条項をやっていかないと、次々と上の方に優良農地とされている所でも作られないような状態になってくるのではないかと思いますので、ひとこと言っておきます。
片山会長	今の塚本委員のご指摘のように、家が隣にありますので、排水溝を確認して迷惑をかけないようにするという約束はしてまいりました。 塚本委員、よろしいですか。
塚本委員	はい。
片山会長	他に報告第１８号につきまして、質疑ありませんか。 （質疑なし） 質疑なしということですので、報告第１８号についてはこれで終わります。 次に報告第１９号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の３ページをお願いします。

	報告第 19 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので報告するものです。 これは 6 月の総会で審議を行い、議決した案件で、熊本県農業公社が借り受けた農地が賃借人へ配分された報告になります。 賃借権設定の部ですが議案書 3 ページの 1 番から 5 ページの 10 番までとなります。 配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は 1 番～ 10 番まで全て水稻で、設定期間も全て新規設定の 5 年間です。 賃借料は備考欄のとおりです。 議案書の 5 ページをお願いします。 使用賃借権設定の部 1 番。配分された土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 5 年間です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 19 号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 19 号についてはこれで終わります。 次に議案第 37 号「事業計画変更承認申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 6 ページをお願いします。 議案第 37 号 事業計画変更承認申請書審議について 農地法に係る事務処理要領第 4 の 6 (3) のエの規定に基づき、事業計画変更承認申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 これは、農地法第 4 条又は農地法第 5 条の転用許可に基づく事業計画の達成が困難な場合で、やむを得ず事業計画の変更を行う場合に、農業委員会の意見を決定し、県知事の承認が必要になるため審議するものです。 この案件については、皆様方には初めての案件ですので、まずは、ピンク総会資料及び別添配布資料により説明します。 まず、ピンク色総会資料の 3 ページをお願いします。位置図を載せています。 申請地は佐敷小学校から北西側に約 100m の位置になります。 別添配布資料をお願いします。簡易な事業計画変更の経緯を記載しています。 まず、①ですけど、平成 27 年に記載の不動産会社が建売住宅用地として農地法第 5 条の許可により農地を取得しました。位置図の黒塗りの部分になります。 次に、②土地の造成まで実施しましたが、諸般の理由により事業計画の達成が困難な状況になりました。諸般の理由とは建売住宅の売買見込みが見込まれない状況

	になったためです。 次に、③事業承継者が現れたため、事業計画の変更を行う。ということです。 次に、④事業承継者は申請地（黒塗りの部分）と隣接宅地（斜線部分）を利用して、個人住宅を建築予定です。 ここまでの、事業計画変更承認申請の審議になります。 仮に事業承継者が現れない場合は、当初計画者である不動産会社が事業計画の変更をすることになります。 次に、⑤事業承継者が申請地と隣接宅地を利用して、個人住宅を建築する場合は、新たに農地法第5条の許可申請が必要になりますので、議案第39条で農地法第5条の許可申請書審議で審議を行うことになります。 それでは、議案書にもどります。 申請地の詳細及び当初計画者・事業承継者の住所・氏名は記載のとおりです。 事業計画変更内容は、当初計画では建売住宅、変更計画では個人住宅及び進入路です。 事業計画変更事由は、当初計画では、建売住宅を建築する計画で、土地の造成まで完了していたが、再度物件調査を行った結果、物件の売買見込みが見込まれない状況になったため、着工が遅れていたが、平成29年度に事業承継者が申請地と隣接宅地を一画地として個人住宅を新築したい旨の要望があったため事業計画を変更するものです。 調査書の1ページをお願いします。 申請に係る事項については、先ほど説明したとおりです。 事業計画変更についての意見決定は、下の表の検討事項a～fにより判断することになります。 記載してある意見決定の理由のとおり、変更後の事業計画が変更前と比べて必要性及び緊急性があると認められること。資金計画、事業計画から転用行為が確実に見込めること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本事業計画変更の承認申請は適当であると思われます。 なお、転用の詳細については、議案第39号農地法第5条の許可申請書審議で説明します。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1番の案件を8番の田口昭広委員にお願いします。
田口昭広 委員	現地を確認してきました。事務局と共にいろいろと話を聞きましたが、事務局の説明どおりでございます。どうかよろしくご承認のほどお願いいたします。
片山会長	担当地区の矢野推進委員から何かございましたらお願いします。

矢野 推進委員	当日は用事で後日確認させていただきました。今の説明のとおり異状ないと思いますのでよろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第37号について、質疑ありませんか。 6番、塚本委員。
塚本委員	お尋ねします。総会資料3ページの黒塗り部分は当初計画者が取得していた部分ですね。新築用宅地が今回審議になる訳ですか。
川田係長	黒塗り部分を当初計画者が取得していきまして、事業が困難になったため着工を待っていたら、新築用宅地に家を建てたいという方が現れました。当初計画者が取得した農地も含めて個人住宅を作りたいという事業計画の変更になります。
片山会長	塚本委員、よろしいですか。
塚本委員	はい。
片山会長	他に議案第37号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については原案のとおり決定しました。 次に議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の7ページをお願いします。 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について 農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番。申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所、氏名については記載のとおりです。譲渡人事由ですが、労力不足のため、弟へ贈与する。 譲受人事由ですが、自宅に隣接しており、耕作に便利のため譲り受ける。となっています。 総会資料4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は木材製材所から南側に約50mの位置で譲受人自宅の隣接地になります。 現地確認では、いつでも作付けできるよう管理されていました。贈与を受けた後は、野菜を作付けするということでした。 調査書の2ページをお願いします。 契約の種類は贈与、申請理由は労力不足で耕作管理できないので、弟へ贈与するということです。譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり不許可要件に該当しません。

	以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 2番。申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所、氏名については記載のとおりです。譲渡人事由ですが、相手方の要望により売り渡す。譲受人事由ですが、自作地に隣接しており耕作に便利のため買い受ける。となっています。 総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は道の駅たのうらから東側に約500mの位置で給水施設の横になります。 現地確認では甘夏が作付けしており、買い受け後も引き続き隣接農地と一括管理するということでした。 調査書の3ページをお願いします。 契約の種類は売買、申請理由は譲受人の自作地に隣接しており、耕作に便利のため買い受けるということです。譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり不許可要件に該当しません。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1番の案件を4番の藤井委員にお願いします。
藤井委員	事務局から説明があったとおりでございます。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどお願いします。
片山会長	担当地区の道園推進委員から何かございましたらお願いします。
道園 推進委員	事務局から説明があったとおりです。何ら問題は無いと思いますので、どうかよろしくお願いします。
片山会長	2番の案件は私が担当地区ですので、私が説明します。 この件につきましては、譲受人の土地の隣になっていますので、問題ないと判断いたしました。 担当地区の本郷推進委員から何かございましたらお願いします。
本郷 推進委員	地図を見て分かりますように、農業用水タンクの隣になります。別に問題は無いと思いますのでよろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第38号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 「所有権移転の部」1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。

	2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 3 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 8 ページをお願いします。 議案第 3 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番。これは、先ほど審議しました議案第 3 7 号の事業計画変更に伴う申請です。申請地の詳細、譲渡人、譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は個人住宅及び進入路です。 総会資料の 6 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は佐敷小学校から北西側に約 1 0 0 m の位置になります。斜線箇所が事業計画地で事業面積は 5 5 2 . 2 4 m²、うち転用箇所は黒塗りの箇所で転用面積は 1 4 1 m²になります。 7 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 8 ページをお願いします。農地区分図を載せています。農地の広がりには 8 5 7 m²で農地の広がりがないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。 調査書の 4 ページをお願いします。契約の種類は売買です。立地基準ですが、農地区分は第 2 種農地（その他の農地）に該当します。申請理由及び代替の可能性ですが「申請者は現在、借家住まいであり 4 人家族で住居が狭小のため、申請地及び隣接宅地を買い受け、個人住宅を新築する」案件です。なお、隣接宅地所有者は譲渡人とは別の人物です。代替性については、記載のとおり検討されています。一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり資金計画、事業計画から転用行為が確実に見込めること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 2 番。申請地の詳細、譲渡人、譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は保育園舎及び運動場です。総会資料の 9 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地はファーマーズマーケットでこぼんの南東側の位置になります。 1 0 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 1 1 ページをお願いします。農地区分図を載せています。申請地は市街化が著しい区域内にある農地で、芦北インター出口から約 2 2 5 m の距離に位置しており、インター出口から 3 0 0 m 以内に位置しているので第 3 種農地に該当します。

	調査書の５ページをお願いします。 契約の種類は売買です。立地基準ですが第３種農地です。第３種農地は原則転用可能な農地に分類されます。申請理由及び代替の可能性ですが「申請者は保育園を経営しているが、保育園舎が老朽化し運動場も狭いため、保育園舎の新設と運動場を整備する」案件です。 代替の可能性ですが、申請地は第３種農地であるため、代替の可能性の検討は必要ありません。 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり資金計画、事業計画から転用行為が確実に見込めること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 １番の案件を８番の田口昭広委員にお願いします。
田口昭広委員	議案第３７号と併せて事務局から詳しく説明がありましたが、別に問題ないと思いますので、皆様方のご承認よろしくお願いいたします。
片山会長	担当地区の矢野推進委員から何かございましたらお願いします。
矢野推進委員	今説明がありましたとおり、異状ないと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	２番の案件を８番の田口昭広委員にお願いします。
田口昭広委員	これも事務局と一緒に確認に行ってまいりました。ファーマーズマーケットでこぼんの側で、育児園の道向いになります。ここを埋め上げて、保育園を建てる計画を持っておられます。隣が農地になっておりますが、同意を得ておられますし、コンクリート畔がありますので、道路並みに埋め上げても問題は無いと思います。排水も周りにありますので、問題ないと思いますので、皆様方のご承諾よろしく願います。
片山会長	担当地区の田口宗一推進委員から何かございましたらお願いします。
田口宗一推進委員	総会資料９ページの地図によりますと、申請地の隣は田んぼになっておりますけど、現在はホームセンターが建っておりまして、隣はファーマーズマーケットでこぼんで、県道沿いから４，５枚田んぼがありますが、申請地の方から水路が入っておりますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第３９号について、質疑ありませんか。 ６番、塚本委員。
塚本委員	１，２番共通しての質問となります。１番は、排水溝が直接川に入るような状態だと認識します。２番は排水設備は整っているという話でしたけれども、農業

	用排水なのか、下水道排水なのかそのところを危惧します。
川田係長	排水計画ですが、1番は、集落がありますけれども、生活排水は既存の排水溝に流すということでした。
塚本委員	1番は周囲に農地がないということで理解していいかと思います。問題ないと思います。
川田係長	2番についても、生活排水の水路もありましたし、田んぼの入水路、排水路ともありました。それを生かしたまま転用されるということで、問題は無いと思いました。
塚本委員	用排水路がそのまま活かされるというのは分かりました。建設された後、園舎では当然水を使うだろうと思いますけれども、その排水はどのようなになっているのかというのを尋ねたわけです。
川田係長	図面では分かりにくいのですが、育児園の駐車場側に生活排水路が通っております。そこに流されるということでした。
片山会長	塚本委員よろしいですか。
塚本委員	はい。
片山会長	他に議案第39号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第40号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の9ページをお願いします。 議案第40号農用地利用集積計画の審議について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部1番。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は再設定の5年間です。賃借料は備考欄のとおりです。 2番。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は再設定の5年間です。賃借料は備考欄のとおりです。 以上で説明を終わります。

片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第４０号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 賃貸借権設定の部１番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 ２番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第４１号「農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の１０ページをお願いします。 議案第４１号農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断について。農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断について本会の議決を求めるものです。 １番。申請地の詳細、依頼者の住所・氏名については記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況は森林等の様相を呈しており。近隣農地も山林化しており、現地確認の判断結果は非農地と判断しております。 別紙資料１「議案第４１号 農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断について」１ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は田浦柑橘組合から南東側約３００ｍの位置になります。 資料の２ページをお願いします。字図を載せています。 資料の３ページをお願いします。現場写真を載せています。 資料の４ページをお願いします。現地調査の確認結果ですが、以前は果樹を作付けしていたそうですが、現在は雑木などが生い茂り森林の様相を呈しており、物理的に農地に復元が困難な状態でした。 以上のことから当該農地は農地法第２条第１項の規定による農地に該当しないと思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 １番の案件を１０番の阪口修一委員にお願いします。
阪口修一 委員	当日いけなかったものですから、後日現地確認をしてきました。事務局の説明どおり、ほとんど山に近いような状況でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

片山会長	担当地区の中川推進委員から何かございましたらお願いします。
中川 推進委員	事務局と阪口委員の説明とおりですけれども、２０年前くらいまでは作られていました。高齢が原因でやめられたと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第４１号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 １番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第４２号「農地利用集積円滑化事業規程の変更承認申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の１１ページをお願いします。 議案第４２号農地利用集積円滑化事業規程の変更承認申請に係る意見決定について。あしきた農業協同組合代表理事組合長から農地利用集積円滑化事業規程の変更承認申請が芦北町長へ提出されたので、農業経営基盤強化促進法第１１条の１１第４項に準ずる同法第１１条の１２第２項の規定により本会の意見決定を求めるものです。 これは、利用権設定の貸借等でＪＡが申請者の代理となり、ＪＡを通して貸借契約を締結する事業の規定変更になります。 変更内容は記載のとおり、下線部分が変更となります。 変更理由は「農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、県農業会議から都道府県農業委員会ネットワーク機構に文言の修正を行うため」です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第４２号につきまして、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 それでは、お諮りします。 １番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番については原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

会 長

委 員

委 員